

制限付一般競争入札 入札説明書

下記の「1 入札に付する事項」に掲げる業務の制限付一般競争入札については、関係法令その他の別に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

発注者	神戸市長
公告	2024年1月26日 神戸市公告
業務名	自家用電気工作物保安管理業務その3
業務概要	市有施設（20施設）について、電気主任技術者による自家用電気工作物の保安管理業務を外部委託により行うもの。
対象施設	「別紙1 業務対象事業場リスト一覧その3」に示すとおり
履行期間	2024年4月1日から2027年3月31日まで 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約に該当します。
その他	この入札は、最低価格落札方式を適用します。

2 担当部局

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル4F
神戸市建築住宅局保全課 TEL 078-595-6607 FAX 078-595-6666

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5年度神戸市入札参加資格（物品等）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2第2号の要件に加え、中部近畿産業保安監督部近畿支部に電気保安管理業務の外部委託承認を受けている法人（以下「法人」という。）であること。

4 申請手続等

本件入札の参加希望者は、自家用電気工作物保安管理業務その3 様式集（以下「様式集という。」）「2 入札参加申込及び入札参加資格確認申請に関する提出書類」に掲げる書類を提出し、入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとします。

- (1) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合の郵送方法については、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送されたものは受け付けない。なお、表には「自家用電気工作物保安管理業務その3 申請書等在中」と記載すること。

(2) 提出期限

2024年2月6日（火曜）17時00分まで

郵送の場合は、当期限に必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出場所

建築住宅局技術管理課 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル4F

TEL 078-595-6580

持参による建築住宅局技術管理課への提出は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分とします。

5 入札参加資格の審査及び結果の通知

(1) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、確認結果（入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知します。

(2) 入札参加資格結果の通知

2024年2月9日（金曜）

(3) 入札参加資格がないと認定された者には、(2)の通知書にその理由を付し通知します。

(4) (3)の理由を付した(2)の通知書により通知を受けた者は、その通知日の翌日から起算して7日（本市の休日を除く。）以内に、市長に対して入札参加資格がないと認定した理由の説明を求めることができます。

(5) (4)により説明の請求を行うときは、申立者の氏名、住所、業務名、不服のある事項及び不服の根拠となる事項を記載の上、参加資格がないと認めた理由の説明要求書（様式集様式2-3）を建築住宅局技術管理課に提出すること。

(6) (4)による理由の説明の請求を受けたときは、原則として申立期限の翌日から起算して10日（本市の休日を除く。）以内に書面により回答します。

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。

7 費用負担

入札の参加に関し、必要な費用は入札参加者の負担とします。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

(1) 入札説明書又は仕様書(以下「入札説明書等」という。) に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問書(様式集様式1-1)を用いて作成し、下記提出先アドレスまで電子メールにて提出すること。

イ 提出期間

2024年2月12日(月曜)～2024年2月14日(水曜)の17時00分まで

ウ 提出先アドレス

e-mail: hozen2@office.city.kobe.lg.jp

(2) 回答は仕様書の追補とみなし、全入札者に対して回答します。回答は「自家用電気工作物保安管理業務その3」のホームページにて、2024年2月16日(金曜)までに行います。

9 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

10 入札の日時及び方法

日 時	2024年2月22日(木曜)13時30分～14時00分
入札場所	建築住宅局601大会議室 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6F TEL 078-595-6580
提出方法	(1) 持参して行うこととし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)によるものは認めない。入札代理人が持参する場合は、別途委任状(代理人)(様式集様式3-2)を提出すること。提出部数は1部とすること。 (2) 入札書(様式集様式4-1)及び誓約書(様式集様式4-2)(以下「入札書等」)を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印し、申請する「業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載すること。 (3) 入札書等及び審査書類等の作成方法については、様式集に従うこと。
入札について	(1) 入札書記載金額について 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札決定価格とする。 ただし、入札書には、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。 (2) 入札書等は、入札参加資格確認申請書兼誓約書に添付した印鑑証明書の印鑑で封印し、申請すること。「業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載すること。 (3) 代理人による入札の場合は、委任状(代理人)(様式集様式3-2)に押印した代理人の印鑑を持参すること。

	(4) 入札金額の積算に当たっては、最低賃金法に規定する最低賃金額以上の賃金を支払うことを踏まえた金額とすること。
入札辞退について	(1) 参加資格の確認を受けた者が入札を辞退する場合は、「入札辞退届」（様式集様式3-1）を提出すること。 ア 提出方法：持参により提出すること。 イ 提出先：建築住宅局技術管理課 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル4F TEL 078-595-6580

11 開札予定日時及び方法

日 時	2024年2月22日（木曜）14時00分を予定
開札場所	建築住宅局 601 大会議室 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号 三宮国際ビル6F TEL 078-595-6580
開札方法	(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札する。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。 (2) 提出した入札書等は、引換え又は取消しをすることができません。 (3) 神戸市契約規則第12条各号に該当する入札は無効とします。 (4) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書は無効とします。 (5) 10の方法によらないで提出された入札書等は、これを無効とします。 (6) 神戸市契約規則第12条に基づくほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取消すものとします。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて3に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとします。 (7) 入札を無効とした場合は、入札書等は返却しません。
再入札	(1) 落札者となるべき者がいない場合は、再入札を行う。 (2) 再入札によっても落札候補者となるべき者がいない場合は、2回目の再入札を行う。 (3) 再入札、2回目の再入札の方法は10による。ただし、誓約書（様式集様式4-2）の提出は不要とする。 (4) 再入札は入札の開札後に引き続き行い、2回目の再入札は再入札の開札後に引き続き行う。

12 落札者の決定方法

最低価格で入札した者を落札候補者とします。

13 入札結果の公表に関する事項

契約の相手方を決定した場合は、入札結果（落札者の商号又は名称、落札価格並びに入札者（申請書等を提出した者）の商号又は名称、入札者ごとの入札価格を含む）について神戸市ホームページにて公表します。

14 契約等に係る事項

(1) 契約書の作成に関する事項

落札後、契約の締結に当たっては、契約書の作成を要します。神戸市建築住宅局技術管理課の準備が整い次第連絡をしますので、落札者は契約書類等を受領し、その日を含めて5日（本市の休日を除く。）以内に所定の契約手続きをすること。5日以内に所定の契約手続きがない場合は、落札者が契約を辞退したものと見なし、契約を行わないほか、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止の対象となります。

(2) 入札の無効、変更又は解除

本契約に係る令和6年度神戸市一般会計予算が成立しない場合はこの入札に基づく契約は締結しないことがあります。

また、契約を締結した翌年度以降において、当該予算に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、当該契約を変更又は解除することがあります。

14 その他

仮契約の有無	無
予定価格 (消費税相当額を除く)	事前公表は行わない

以上